

「実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた 定義・要件等に関する提言」

1. 事業の背景・目的

- ・平成 26 年以来文部科学省事業として専門学校（とりわけ職業実践専門課程を有する専門学校）教育の質保証・向上における第三者評価の制度的確立に向け取り組んできた。
- ・この間、「専修学校における学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月：以下ガイドライン）」について、第三者定義の不正確であること、また職業実践専門課程認定手続き別紙様式 4 には第三者受審の有無及び受審機関名記載欄があるにもかかわらず、第三者評価機関の要件が明示されないなどの補正すべき点等を、これまでの事業報告で指摘してきた。
- ・ガイドラインにおいては、専門学校の第三者評価の定義に小中学校における定義を準用しようとするところに問題の原点がある。職業実践専門課程に示される実践的職業教育の考え方とその現状に鑑みて定義と機関要件は定められるべきである。
- ・またこれまでの事業の成果をもとに職業実践専門課程を有する専門学校を核として第三者評価の進展を図るため、職業分野別評価機関の設立過程を把握してマニュアル化すること、既に存在する専門学校対象の第三者評価機関の他、これから設立を検討する分野の学校団体を含めた協議会の提案を行う。

2. 本年度事業

- ・ 第三者評価、評価機関等の定義・要件の明確化
- ・ 職業分野別評価機関の設立過程のマニュアル化
- ・ 「第三者評価機関連絡協議会（仮称）」の設立

3. 第三者評価、評価機関等の定義・要件の明確化

(1) ガイドラインの意義

- ・ 全国の専門学校は、ガイドラインによって自己点検・評価、学校関係者評価を実施。具体的な評価基準が示されたことが重要！
- ・ 第三者評価、評価機関等の定義・要件の明確化については、ガイドラインの修正・追加として実施するのが有効

(2) 第三者評価の定義

- ・ 現行の学校評価ガイドラインにおける定義

「学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心に、当該学校から独立した第三者による評価により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者評価者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価。」

- ・ 修正案

「学校とは独立した第三者組織が定める評価項目・基準に基づき、学校の教育活動、学修成果、学校運営等について、第三者組織が選任した評価者によって行われる評価」

(3) 評価組織（機関）の要件

- ①組織の行う第三者評価の目的等、基本的な方針を明確に、評価基準等を定め、客観性、公平性、公正性を備えた第三者評価実施体制により第三者評価を実施していること
- ②第三者評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、法人運営等について第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること
- ③評価結果について対象専修学校からの意見の申立ての機会を付与していること

(4) 評価項目、基準、評価方法の要件

- ①評価項目は、専修学校における学校評価ガイドラインに示す項目例に準拠していること。また、評価項目等は公表されていること
- ②評価基準は、学校教育法及び学校教育法施行規則、専修学校設置基準、職業実践専門課程等にそれぞれ適合していること
- ③特色ある教育の進展に資する評価項目等を追加することができること。
- ④自己評価報告書等の書面調査、ヒアリング訪問調査の実施など学校運営、学修成果、教育活動等の実態に即した評価方法により評価が実施されていること

(5) 評価の実施体制

- ①第三者評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な複数の評価者により構成された評価部会等の評価実施体制が整備されていること
- ②第三者評価結果を第三者評価組織（機関）のホームページ等で公表していること

(6) 評価者

- ①専修学校の教育活動等に関し識見を有するものを評価者としていること
- ②対象専修学校が設置する課程に係る分野に関する関連業界、団体等の関係者、又は、実務の経験を有するものを評価者としていること
- ③第三者評価の評価者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること

4. 職業分野別評価機関の設立過程のマニュアル化

ステップ1 合意形成

→分野において学校協会、職種・業界団体が存在することを前提

平成22年 文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携し
評価するモデル事業の実践」→分野特性に着目した評価の仕組みの先行研究

平成26年～平成30年 関連団体と連携して第三者評価の仕組みを研究

平成30年 柔道整復研修試験財団が教育活動、評価機構が運営・事務の評価という方
式でのモデル事業を実施

ステップ2 設立準備

→関連団体と連携

令和元年～令和2年 柔整第三者評価機関の設立検討部会設立と検討

令和2年～令和3年 設立準備委員会の設置と検討

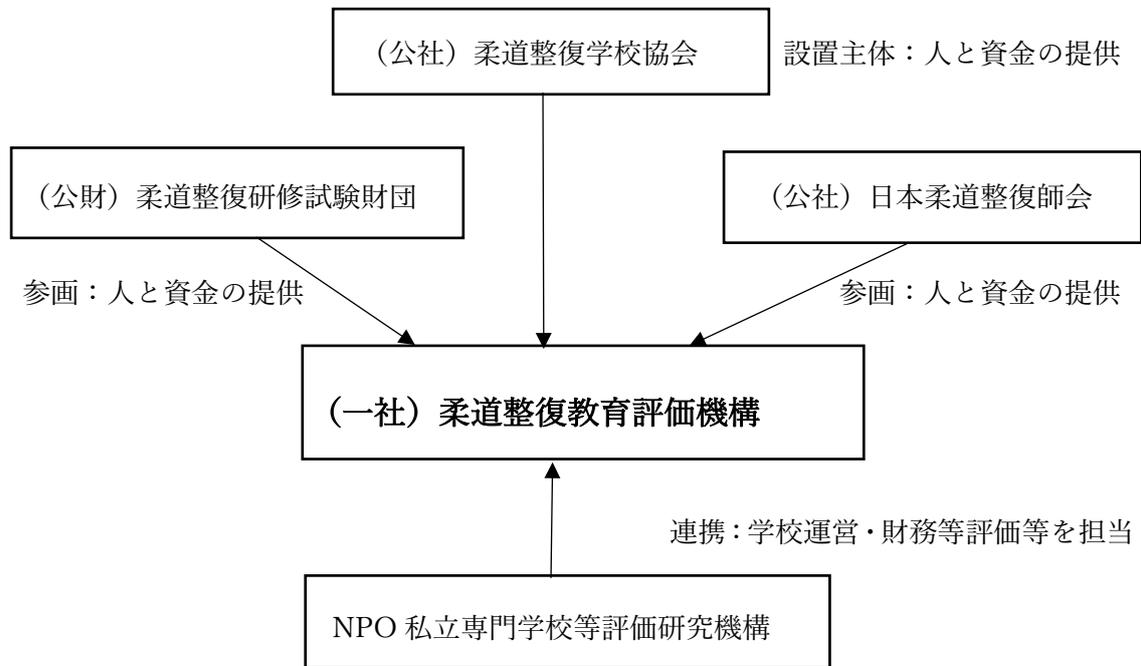
ステップ3 設立と評価実施

→設立と運営の資金確保、中期事業計画の策定が重要

令和3年6月 (一社) 柔道整復教育評価機構設立

令和3年12月～令和4年2月 第一段階評価の実施(指定規則、指導ガイドラインの準拠
状況を確認) →44校受審

関連団体関係図



5. 第三者評価機関連絡協議会の設立

- ① 名称 専門職業教育機関連絡協議会 (仮称)
- ② 目的 専門学校を中心とする実践的職業教育の質保証と学校評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図り、評価機関間の連携及び情報の共有を促進する

③ 構成団体 (設立時)

- ・ NPO 私立専門学校等評価研究機構
- ・ (一社) 専門職高等教育質保証機構
- ・ (一社) リハビリテーション教育評価機構
- ・ (一社) 柔道整復教育評価機構
- ・ (一社) 日本看護学校協議会
- ・ 全国自動車大学校・整備専門学校協会
- ・ (公社) 東洋療法学校協会

④ 活動内容

- i) 第三者評価の質保証・向上に向けた取り組みの検討
- ii) 評価団体間における情報交換・情報共有
- iii) 評価の仕組みを指向・計画している団体への支援・情報提供
- iv) 評価機関の充実に向けた研修（評価員研修等）
- v) 評価に関する情報発信

6. 今後の第三者評価の推進に向けて

① 現評価機関による第三者評価の推進 → 受審可能な学校が先行

② ガイドラインの評価項目を基にし、設置要件、修学支援制度認定校要件、職業実践専門課程認定要件の現況を評価する第一段階第三者評価の導入を検討

③ 機関別評価と分野別評価の関係性、同時受審の基本理論・方式の検討

④ 分野別評価団体設立の前提として、

- ・ 職業教育分野分類の確立
- ・ 学校協会及び職種・業界団体設立機運の醸成と設立支援の方策検討

⑤ 第三者評価受審校への都道府県などの補助の拡大

⑥ 第三者評価受審校の負担軽減

→ 修学支援制度、職業実践専門課程などのフォローアップ調査の免除

以上